は、当該一の締約国は、暫定的に移転を停止することができる。この場合において、当該一の締約国は、停止の後直ちに、当該他の締約国にその旨を通報し、及び当該他の締約国との協議を開始する。当該他の締約国は、協議が解決に至らなかった場合において、移転を停止した当該一の締約国による停止がこの15に定める条件に違反していることの実質的な証拠を有するときは、相互に移転を停止することができる。移転を停止した当該一の締約国は、停止を正当化する違反が是正された場合には、速やかに停止を解除するものとし、いかなる相互の停止も、その時点で解除される。停止の前に移転された個人情報は、引き続きこの議定書に従って取り扱われる。

第四章　最終規定

第十五条　この議定書の効果

1 a　条約第三十九条2の規定は、この議定書について適用する。

b　欧州連合の構成国である締約国については、その相互の関係において、この議定書が取り扱う事項を規律する欧州連合の法令を適用することができる。

c　bの規定は、欧州連合の構成国である締約国とその他の締約国との間におけるこの議定書の全面的な適用に影響を及ぼすものではない。

2　条約第三十九条3の規定は、この議定書について適用する。

第十六条　署名及び効力発生

1　この議定書は、条約の締約国による署名のために開放しておく。条約の締約国は、次のいずれかの方法により、この議定書に拘束されることについての同意を表明することができる。

a　批准、受諾又は承認を条件として署名すること。

b　批准、受諾又は承認を条件とすることなく署名すること。

2　批准書、受諾書又は承認書は、欧州評議会事務局長に寄託する。

3　この議定書は、条約の五の締約国が1及び2の規定に従いこの議定書に拘束されることについての同意を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

4　この議定書は、その後にこの議定書に拘束されることについての同意を表明する条約の締約国については、1及び2の規定に従い当該同意を表明した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第十七条　連邦条項

1　連邦制の国は、次のことを条件として、この議定書に基づく義務を中央政府と州その他これに類する領域的主体との間の関係を規律する基本原則に適合する範囲内において履行する権利を留保することができる。

a　この議定書が、当該連邦制の国の中央政府について適用されること。

b　そのような留保が、第二章の規定に従い他の締約国から求められる協力を与える義務に影響を及ぼすものでないこと。

c　第十三条の規定が、当該連邦制の国の州その他これに類する領域的主体について適用されること。

2　1の規定に基づき留保を付した連邦制の国の州その他これに類する領域的主体が他の締約国の領域内に所在する当局、サービス・プロバイダ又は団体に直接要請又は命令を提出する場合には、当該他の締約国は、当該当局、サービス・プロバイダ又は団体が当該要請又は命令に応じて協力することを妨げることができる。ただし、当該連邦制の国が、欧州評議会事務局長に対し、当該州その他これに類する領域的主体が自国に適用されるこの議定書上の義務を適用する旨を通報する場合は、この限りでない。同事務局長は、そのような通報についての登録簿を作成し、これを常に最新のものとする。

3　命令若しくは要請が連邦制の国の中央政府を通じて提出された場合又は第十二条の規定に基づく共同捜査チームに関する合意が当該中央政府の参加を得て締結される場合には、他の締約国は、1の規定に基づく留保を理由として、自国の領域内に所在する当局、サービス・プロバイダ又は団体が当該連邦制の国の州その他これに類する領域的主体と協力することを妨げてはならない。この場合において、当該中央政府は、当該州その他これに類する領域的主体に提供される個人情報の保護に関し第十四条9に定める条件（該当する場合には、同条1b又はcに規定する協定又は取極に定める条件）のみが適用されることを条件として、この議定書上の適用される義務の履行を確保する。

4　この議定書の規定のうち、州その他これに類する領域的主体の管轄の下で実施され、かつ、連邦の憲法制度によって州その他これに類する領域的主体が立法措置をとることを義務付けられていないものについては、中央政府は、これらの州その他これに類する領域的主体の権限のある当局に対し、好意的な意見を付して当該規定を通報し、その実施のために適当な措置をとるよう奨励する。

第十八条　適用領域

1　この議定書は、締約国が条約第三十八条1又は2の規定に基づいて行った宣言において特定した領域について適用する。ただし、当該宣言が同条3の規定に基づいて撤回されない場合に限る。

2　締約国は、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、条約第三十八条1又は2の規定に基づいて行った宣言において特定した領域の一又は二以上について、この議定書を適用しない旨を宣言することができる。

3　2の規定に基づく宣言は、当該宣言において特定されたいずれの領域についても、欧州評議会事務局長に宛てた通告により、撤回することができる。その撤回は、同事務局長が当該通告を受領した日の後三箇月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日に効力を生ずる。

第十九条　留保及び宣言

1　条約のいずれの締約国も、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に宛てた書面による通告により、第七条9a及びb、第八条13並びに第十七条に定める留保を付する旨を宣言することができる。その他のいかなる留保も、付することができない。

2　条約のいずれの締約国も、この議定書の署名の際又は批准書、受諾書若しくは承認書の寄託の際に、欧州評議会事務局長に宛てた書面による通告により、第七条2b及び8、第八条11、第九条1b及び5、第十条9、第十二条3並びに前条2に規定する宣言を行うことができる。

3　条約のいずれの締約国も、第七条5a及びe、第八条4並びに10a及びb、第十四条7c及び10b並びに第十七条2に規定する宣言、通告又は通報については、欧州評議会事務局長に宛てた書面による通告により、これらの規定にそれぞれ定める条件に従って行う。

第二十条　留保の撤回

1　前条1の規定に従って留保を付した締約国は、状況が許す場合には、当該留保の全部又は一部を速やかに撤回する。その撤回は、欧州評議会事務局長に宛てた通告が受領された日に効力を生ずる。当該通告に、留保の撤回が当該通告において特定された日に効力を生ずる旨が記載されており、かつ、当該特定された日が、同事務局長が当該通告を受領した日よりも遅い日である場合には、当該撤回は、当該特定された日に効力を生ずる。

2　欧州評議会事務局長は、前条1の規定に従って留保を付した締約国に対し、当該留保を撤回する見込みについて定期的に照会することができる。

第二十一条　改正

1　いずれの締約国も、この議定書の改正を提案することができる。欧州評議会事務局長は、欧州評議会の加盟国、条約の締約国及び署名国並びに条約に加入するよう招請された国に対し、改正案を通報する。

2　締約国が提案する改正案は、犯罪問題に関する欧州委員会（以下「ＣＤＰＣ」という。）に通報され、ＣＤＰＣは、当該改正案に関する意見を欧州評議会閣僚委員会に提出する。

3　欧州評議会閣僚委員会は、改正案及びＣＤＰＣが提出した意見を検討するものとし、条約の締約国と協議を行った後、当該改正案を採択することができる。